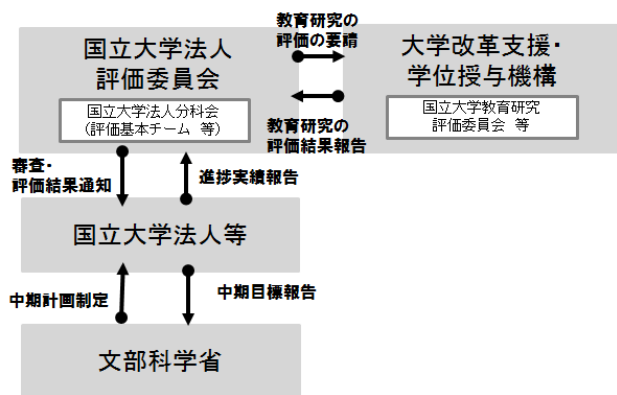


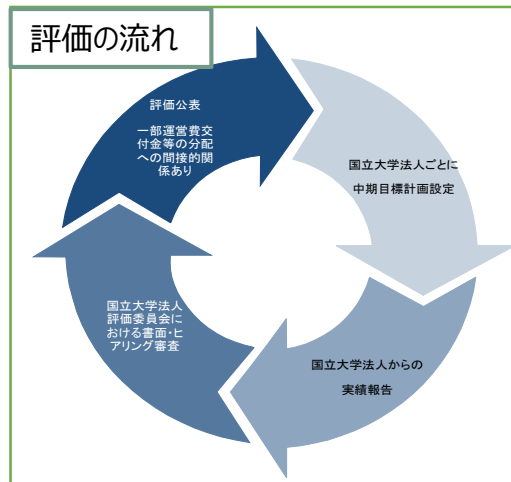
各評価制度の評価体制と評価の流れ

国立大学法人評価制度

評価体制

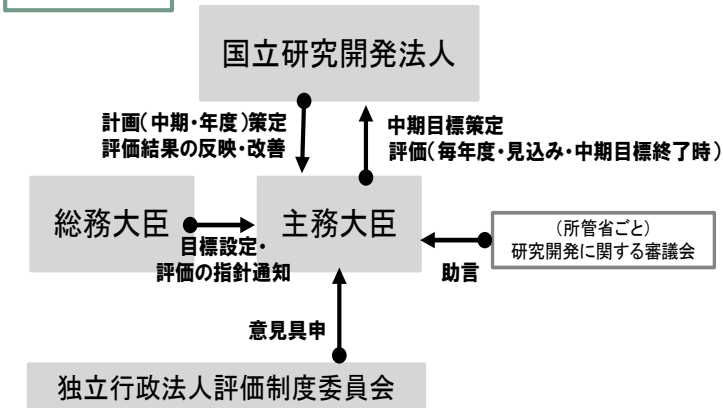


評価の流れ

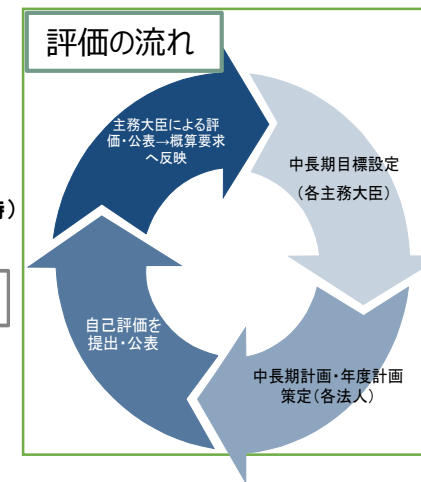


国立研究開発法人評価制度

評価体制

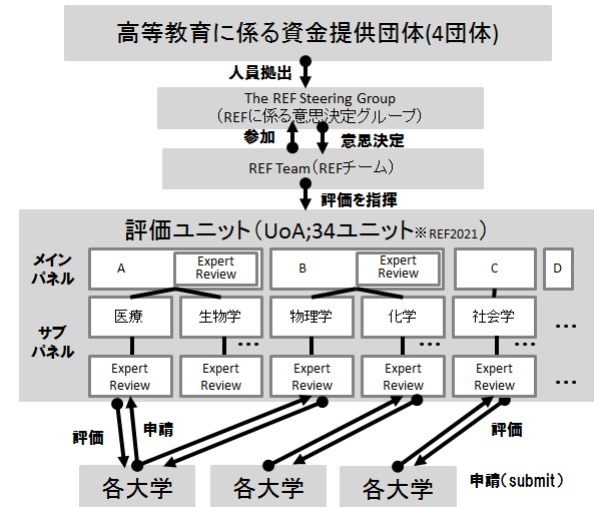


評価の流れ

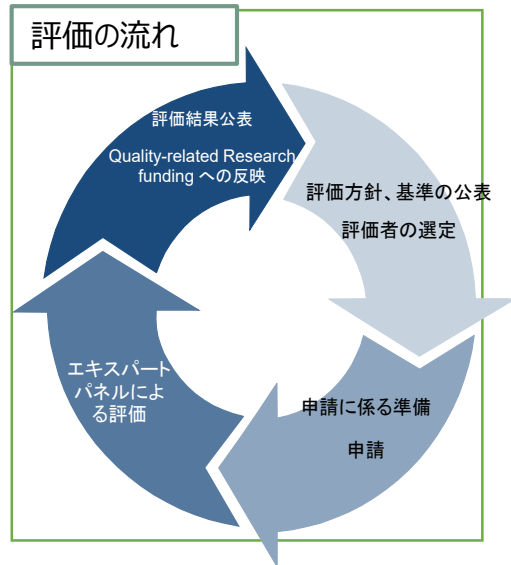


REF

評価体制

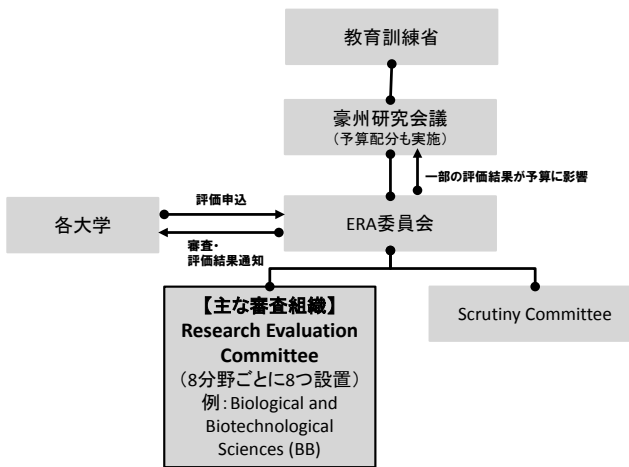


評価の流れ

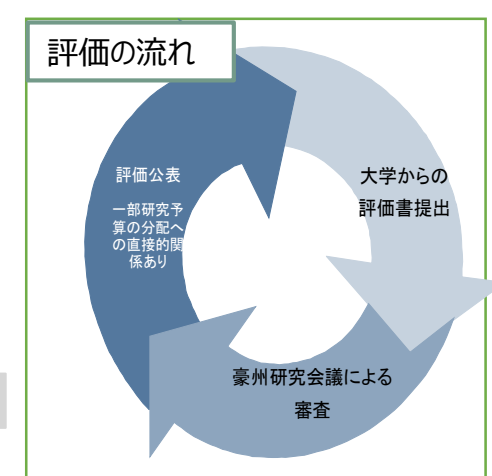


ERA

評価体制



評価の流れ



OIST10 年後見直しの検討に向けて、参考となる要点

(1) 制度全体のスキームの考え方についての参考点

【国立大学法人評価制度、国立研究開発法人評価制度に共通した事項】

- 各法人が設定した一定期間の目標を踏まえ、その進捗状況について、各法人から提出される実績報告を基にして評価を行い、結果のフィードバックを行っている。複数の法人を一律に共通して評価を行う制度のため、評価項目が体系立って整理されており、評価制度の基盤として参照しうる。但し、評価の定量的指標については、共通の必須の項目は限定的であり、各大学が独自の強みを示す評価指標を自身で設定している。

【ERA,REF に共通した事項】

- 上記2制度と比較し、評価結果が直接的に研究予算に反映されている制度である。REF については、各大学が卓越していると自身で評価する部分を中心に評価を行うが、その際定量的指標はあくまで限定的に用い、ピアレビューを重点的に行っている。ERA は REF と比較し、定量的指標を積極的に用いることで、短期間での評価結果提供を可能としているが、予算反映範囲は REF と比較して限定的である。

(2) 評価の視点の考え方についての参考点

- 定量的指標について、各評価制度とも参照・活用されているものの、活用の範囲・程度には、違いがある。特に国立研究開発法人評価制度では、研究成果の評価において、数値達成だけが自己目的化することに対して審議会でも異論もある。このことから、定量的評価が適する範囲に関する議論が必要となるだろう。他方で、法人の運営（ガバナンス）に関する部分については、独立行政法人制度等の公共性の高い法人と類似した指標の設定も可能となるのではないかと。（国立研究開発法人評価制度等を参照。）
- REF、ERA 制度を見ると、研究成果について、被引用論文数だけでなく、商業化等の社会インパクトに関する評価視点は関心が高まっているとも読み取れる。
- REF については、大学の特徴に応じ、大学の卓越性を示すことができる論文について、評価対象として大学自身に限定的に選択させている。大学自身の考える卓越性（強み）を積極的に評価する視点も必要となるのではないかと。